

営繕工事における一括発注・分離発注に関する取扱要領

令和7年7月 南丹市

（目的）

第1条 この要領は、南丹市が発注する営繕工事において、一括発注・分離発注に関する基準を設けることにより、受注機会を確保し、建設企業の持続的な成長と発展に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）一括発注方式 それぞれの専門業種に分けることなく、一式工事として発注するものをいう。
- （2）分離発注方式 専門業種に分けて発注する方法で、建築工事・設備工事等の特定の業種を分離して発注するものをいう。
- （3）主たる工種 複数の専門業種が含まれる工事において、その工事の主要な要素となる工種をいう。

（発注方式の検討）

第3条 新築工事の発注については、分離発注方式を採用することとする。

- 2 長寿命化や耐震補強等の改修工事の発注については、新築工事とは違い、設計段階における不確定要素が多いなか、不測の事態への対応や工期短縮も含めた工程管理、さらには、不具合が生じた場合における責任の所在を明確化するため、主たる工種による一括発注方式を採用することとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、価格、数量、工程等の制約や、合理性、公正性、現場の施工性等に反しないか、また、公共事業の効率的執行により、コスト縮減が図られる等、総合的判断のうえ、発注方式については、十分検討し決定するものとする。

（その他）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、南丹市工事等指名業者選考委員会において審議するものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。